

第 12 回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成 28 年 3 月 14 日 (月)
午前 10 時から午前 10 時 40 分まで
- 2 会 場 議会棟 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 (委 員) 向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、岩井委員、植草委員、小川委員、
小松崎委員、近藤委員、段木委員、中村委員、
福永委員、村尾委員、山本委員
(事務局) 大木事務局長 ほか 11 人
- 4 傍聴者 (議 員) 松井議員
(一般傍聴者) なし
(報道関係) なし
- 5 協議事項及び協議結果
 - (1) 反問権の検討について
首長に対して反論できる権利を付与するか否かについての意見交換を行った。主な意見として、
 - ・ 確認という意味での反問権は、先例にあるので、特段ルール化する必要はない。発議は、無責任な提案はせず、実現性の高いものを提案しており、議会の運営上、支障はきたしていないので、ルール化する必要はない。
 - ・ 反問権・反論権は、議会基本条例に明文化すべき。
 - ・ 趣旨確認できる反問権は、継続すべき。一問一答の中で、質問の仕方、答弁の引き出し方で反論できる質問の仕方もあり、あえて反論権は認めなくてもいいが、今後、議会基本条例を検討するときに併せて検討すべき。などが述べられた。反問権の検討については、改めて議会基本条例を協議するタイミングが来た時点で併せて協議することとなった。
 - (2) 常任委員会の機能強化について
常任委員会の機能強化についての意見交換を行った。主な意見として、
 - ・ 特に支障がなければ、変える必要がない。会期日程、委員会日程が分かれば事前準備ができ、議員の個々の能力が高まれば、必然的に委員会の機能が強化される。
 - ・ 委員会中継、分散開催、議員間討議を検討すべき。
 - ・ 閉会中審査を積極的に行い、年間通じてテーマを決め調査研究を進めていく。常任委員会の発議を積極的に行う。議員間討議をして内容を深

めていく。請願・陳情者への請陳の当日の質問を受け付け。議論の活発化を図る。意見・質疑を盛り込んだ委員長報告のあり方。議案審査は一問一答とする。学識経験者を招く。ネット中継を行い、将来的に発言席を設ける。

- ・委員会中継。関連ある地域に委員会が出向いて、市民との意見交換。

などが述べられた。各会派の意見を参考に協議すべき項目を整理した正副委員長案を提示することとなった。

なお、1 会派は、後ほど会派の意見を提出することとなり、

- ・委員長が課題調査に関する年間計画を表明し、所管事務調査の積極的な実施をする。新庁舎完成を見据えた費用対効果を検討し、まずは音声配信や録画配信から実施する。

が提出された。

(3) 次回の開催日程について

第 13 回協議会は、平成 28 年 4 月 22 日（金）午前 10 時に開催することとなった。